

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第11号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「学校の教職員」を「大学又はこれに附属して設置する学校に勤務する者」に改める。

第21条第2項を削り、同条第3項中「1年間」を「1年の期間」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「同項中「4号給」又は「3号給」を「同項第1号ア及びイ中「3号給」とあり、同号ウ中「3号給に達しない号給数で別に定める号給数」とあり、同項第2号ア及びイ中「4号給」とあり、並びに同号ウ中「4号給に達しない号給数で別に定める号給数」に、「2号給」を「0号給」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第22条第1項第1号中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

第25条後段中「第15条の6第1項各号列記以外の部分中」の右に「「条例」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第10条において準用する京都市職員給与条例」と，」を加え，「，「条例及びこの規則」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第10条において準用する京都市職員給与条例第7条及び第8条並びに京都市教職員の給与に関する規則第25条において準用する京都市職員給与条例施行細則第15条の6及び第16条」と」を削る。

第27条の表第20条の5第1項第4号アの項を削る。

第32条第1項第3号中「休日等（）」の右に「同項後段の規定により勤務日を勤務を要しない日に変更した日を含む。」を加える。

第34条第1項第1号中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

第36条第2項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第1 1備考以外の部分中「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表級別資格基準表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職

員給料表級別資格基準表」に改め、同表 1 教諭，養護教諭，栄養教諭及び講師（任用
 期限を付さない講師に限る。）の項中

「

| | |
|---|-----|
| | 2.6 |
| 0 | 2.6 |

」を「

| | |
|--|---|
| | |
| | 0 |

」に改め、同表 1 助教

諭，養護助教諭及び講師（任用期限を付さない講師を除く。）の項及び同表 2 助教諭，
 養護助教諭，講師（任用期限を付さない講師を除く。）及び実習助手の項中

「

| | | | | |
|-----|---|------|--|--|
| 短大卒 | | 別に定め | | |
| | 0 | る。 | | |

」を

「

| | | | | |
|-----|---|------|--|--|
| 短大卒 | | 別に定め | | |
| | 0 | る。 | | |
| 高校卒 | | 別に定め | | |
| | 0 | る。 | | |

」に改める。

別表第 2 学校又は学校に準じる教育機関における在学期間の項中

「

| | | |
|--|----------|-------------|
| | 100パーセント | 正規の在学期間に限る。 |
|--|----------|-------------|

」を

「

| | | |
|------------------------------|-----------|-------------|
| | 100パーセント | 正規の在学期間に限る。 |
| 自らの責にきすべき理由以外の正規の修学年数以外の在学期間 | 50パーセント以下 | 教育職員に限る。 |

」に改める。

別表第6 3中

| |
|----|
| 83 |
| 83 |
| 84 |
| 84 |
| 85 |
| 85 |
| 86 |
| 86 |
| 87 |
| 87 |
| 88 |
| 88 |
| 89 |
| 89 |
| 90 |
| 90 |
| 91 |

を

| |
|----|
| 82 |
| 82 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 84 |
| 84 |
| 84 |
| 84 |
| 85 |
| 85 |
| 85 |
| 85 |
| 86 |
| 86 |
| 86 |

に,

」

」

「

| |
|----|
| 83 |
| 83 |
| 84 |
| 84 |
| 85 |
| 85 |
| 86 |
| 86 |
| 87 |

「

| |
|----|
| 82 |
| 82 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 83 |
| 84 |
| 84 |
| 84 |

を

に改める。

| | |
|----|----|
| | |
| 87 | 84 |
| 88 | 85 |
| 88 | 85 |
| 89 | 85 |
| 90 | 85 |
| 91 | 86 |
| 92 | 86 |
| 93 | 86 |

」

別表第7 1中「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表調整基本額表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表調整基本額表」に改める。

別表第8中学校の項中「中学校」の右に「及び義務教育学校」を加え、同表備考2中「本校及び分校並びに」を「学校又は」に改める。

別表第9 2級の項及び1級の項を次のように改める。

| | | | |
|----|--------|----------------|------------------------|
| 2級 | 義務教育学校 | 京都市立岩陰小 中学校 | 京都市右京区嵯峨越畑南ノ町3番地の 2 |
| 1級 | 義務教育学校 | 京都市立花背小 中学校 | 京都市左京区花脊大布施町7番地の 7 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

2 この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の京都市教職員の給与に関する規則第21条第4項の規定の適用については、同項中「同号ウ中「3号給に達しない号給数で別に定める号給数」とあり、同項第2号ア及びイ中「4号給」とあり、並びに同号ウ中」とあるのは「並びに同項第2号ア及びイ中「4号給」とあるのは「1号給」と、同項第1号ウ中「3号給に達しない号給数で別に定める号給数」とあり、及び同項第2号ウ中」と、「

「0号給」とあるのは「0号給」とする。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)